

院内管理業務委託仕様書

この仕様書は、神奈川県立足柄上病院の運営方針に基づき、安全で安心な医療提供をするための施設設備等の運営指針として院内管理業務の概要を示すものであり、軽微な部分または本書に記載の無い事項については、神奈川県立足柄上病院長（以下、「発注者」という。）と本業務を受託した者（以下、「受注者」という。）との間で調整の上実施するものとする。

1 業務の目的

本業務委託は、神奈川県立足柄上病院における院内管理業務及びこれに付随する業務を、専門的な知識と技能を有する事業者に委託することにより、病院業務を円滑に進めることを目的とする。

2 履行場所

神奈川県立足柄上郡松田町松田惣領 866-1 神奈川県立足柄上病院
神奈川県立足柄上郡松田町松田惣領 875 足柄上病院医療従事者公舎
『A 電気設備・熱源機器及びその他施設設備の保守
運転管理業務』、『B 清掃業務 10 (1) ア(イ)13・イ
(ウ) 8』のみ

3 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 『A 電気設備・熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務』のとおり
- (2) 『B 清掃業務』のとおり
- (3) 『C 清潔区域清浄度管理業務』のとおり
- (4) 『D 駐車場管理業務』のとおり
- (5) 『E 電気設備精密点検業務』のとおり

5 業務体制

(1) 統括責任者の選任

受注者は、受託業務を円滑に執行するため、全ての現場業務について統括的な責任を有するもの（以下「統括責任者」という。）を選任し、発注者に選任届を提出するものとする。また、統括責任者の変更を行う場合にも同様とする。統括責任者は、その業務の遂行上常に病院の指定する施設管理を担当する施設管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）との連携を緊密にし、必要な連絡を行うこと。

(2) 業務責任者の選任

受注者は、受託従事者（以下「従事者」という。）の中から各業務の現場における業務責任者を（ア）～（ウ）のとおり選任し、発注者に選任届を提出するものとする。また、業務責任者

の変更を行う場合にも同様とする。業務責任者は、契約内容の履行管理、従事者の業務に関する監督、関連部署との連絡調整等について統括すること。

(ア) 『A 電気設備・熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務』

設備管理業務についての実務経験が5年以上の者で、管理指導力、責任感、積極性があり、省エネルギーに関する知識を有する者を選任すること。

(イ) 『B 清掃業務』

病院施設の清掃に関して医療機関の清掃業務を含む清掃業務についての3年以上の実務経験を有し、病院清掃受託責任者として社団法人全国ビルメンテナンス協会の病院清掃受託責任者講習を過去4年以内に受講している者を選任すること。

(ウ) 『D 駐車場管理業務』

人格、指導力、技術力等から適格な者を選任すること。

(3) 電気主任技術者及びエネルギー管理員の選任

受注者は、別紙『A 電気設備・熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務』に係る法令に定められている電気主任技術者及びエネルギー管理員を選任し、発注者に選任届を提出するものとする。また、官公庁に対する電気主任技術者選任の届出、保安規定等についても発注者と協議を行い提出すること。さらに内容に変更等があった場合についても発注者と協議を行い提出すること。

(4) 受注者は、業務責任者が出張、休暇等で不在にする場合は、業務に支障をきたさないよう必ず代理者を置くほか、業務責任者含む従事者の不在期間が長期に渡る場合には、速やかに同等の能力を有する従業員を配置すること。

(5) 受注者は、業務の実施にあたり、従事者の名簿を発注者に提出するものとする。また、従事者の変更を行う場合にも同様とする。

(6) 受注者の業務従事者について、著しく不相当と認められるものがある場合は、発注者はその是正を申し入れすることができる。この場合において、受注者はその原因を究明するとともに、是正の措置を速やかにとらなければならない。

6 経費の負担区分

(1) 発注者が負担する経費は、次のとおりとする。

(ア) 作業に必要な電力、水道及びガス料金等

(イ) 設備の保守運転及び営繕作業に必要な備品、工具材料、消耗品、燃料等

(ウ) 設備機器類の修繕、点検整備等に必要な部品代

(エ) 清掃作業に必要な消耗品（トイレットペーパー、ゴミ箱に備え付けるビニール袋、トイレの洗面台の手洗い用石鹼液）

(2) 受注者が負担する経費は、次のとおりとする。

(ア) 清掃消毒作業に必要な自在箒、モップ、たわし、雑巾、ビニール手袋、洗剤、ワックスなどの上記以外の消耗品、機械（掃除機等）、器具（ゴミ運搬台車等を含む等）

(イ) 従事者の服装、名札、装備等

(ウ) 報告用紙類等の業務に必要な事務用品

(エ) 通信費

(オ) 労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費含む）

(3) 記載のない事項については、発注者と別途協議の上決定するものとする。

7 院内感染防止等

- (1) 受注者は、病院という施設の特殊性を考慮し、医療安全、感染管理及び防災等について、関係法規や院内マニュアル等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務を遂行する上で発生し得ると判断される感染症等の防止には万全を期すものとし、従事者に年1回以上の健康診断及び業務上必要な検診を受注者の負担において行い、その結果を発注者に報告しなければならない。結果に問題があることが判明した場合、ただちに必要な措置を講じること。なお、65歳以上又は基礎疾患のある従事者については特に配慮すること。
- (3) 受注者は、業務を遂行する上で、業務従事者のB型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体保有状況を把握し、陰性や低抗体値者に対し、ワクチン接種を推奨すること。
- (4) 受注者は、業務従事者に対し、インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種を推奨すること。
- (5) 院内で感染症が発生した場合、当院の求めに応じて、業務従事者の抗体価検査結果やワクチン接種履歴をすみやかに報告すること。
- (6) 業務従事者が感染症等に感染または曝露した場合、受注者の判断および発注者の指示により、患者又は病院職員への感染を防止するため、業務の従事制限等を行うこと。
- (7) (1)～(6)に必要な費用は、受注者の負担とする。

8 共通事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、地域の基幹的病院として安心安全な医療を提供するという当院の社会的使命を理解し、当院の品位と名誉を傷つけないよう言動・応対等に十分気をつけ、来院者の応対の際には言葉遣い・態度等で不快な思いを与えることのないよう注意すること。
- (2) 受注者は、従事者に対する研修教育等を実施し従事者の資質向上、後進育成に努めること。また実施計画及び実施状況については、発注者の求めがあった場合はいつでも提出できるよう管理すること。
- (3) 受注者の委託業務実施が不適切であると認めるときは、発注者はその是正を申し入れすることができる。この場合において、受注者は原因を究明するとともに、是正の措置をすみやかにとること。
- (4) 従事者は、それぞれ統一された作業衣・制服等を着用し、身なりを清潔に保つこと。
- (5) 従事者は、常時受託事業者の会社名及び従事者氏名を記載した名札を着用し、身分を明らかにしておくこと。
- (6) 作業の実施にあたっては、常に火災・盗難その他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。また、節水・節電等省エネルギーに努めること。
- (7) 毎月の作業が終了したときは、施設管理担当者の検査を受け、作業に不十分な点があるときは、施設管理担当者との協議のうえ実施すること。
- (8) 従事者が作業の実施中に発注者の備品を破損したときは、直ちに施設管理担当者とその旨

を通知し、適切な処理を行ったうえで発注者と協議のうえ別途対応すること。

- (9) 事故等が発生したときは速やかに発注者に報告すること。
- (10) 受注者は、病院の管理運営上必要な事業について、発注者と協議の上積極的に参加しなければならない。
- (11) 受注者は、業務受注者として選定された日から令和4年3月31日までの期間は、引継期間として発注者と業務の引継を行い、令和4年4月1日から通常業務を確実に行うこと。
- (12) 受注者は、他者へ業務を引き継ぐ必要が生じた場合には、マニュアル等により、予め1ヶ月程度の余裕をもって、事業者間において協力して行い、院内管理業務に支障のないよう円滑に行うよう努めなければならない。また、業務に支障が生じるおそれがある場合には、契約期間終了後も柔軟に対応しなければならない。
- (13) 受注者は、業務日誌を毎日作成し、施設管理担当者に提出すること。
- (14) 駐車場・清掃業務時間外の対応
 - (ア) 駐車場業務時間外（12:00以降）駐車場利用者より、ゲート故障時等の対応のために駐車場発券機及び精算機に設置されているインターホンでの呼び出しがあった場合、利用者への対応を行う。対応不能な機器故障の場合、利用者が速やかに出庫できるよう処置した上で、施設管理担当者へ報告する。
 - (イ) 清掃業務時間外（16:00以降）院内各所のカーテンについて、担当セクションより連絡があった場合、代替のカーテンと交換し、使用済みカーテンは発注者の指定する方法で対処すること。
- (15) 発注者は病院再編整備を計画しており、今後の調整状況によっては、令和5年度以降、本仕様書に記載する作業場所、面積等に異動が生じる可能性がある。その場合には、業務について別途協議することとする。

A 電気設備・熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務

1 業務目的

病院の運営方針等に基づき、病院運営が正常に行われるよう、電気設備等の適正な維持管理を行い、適切なエネルギー確保及び環境負荷の低減を図る。

2 業務内容

- (1) 『Ⅰ 電気設備保守管理業務』のとおり
- (2) 『Ⅱ 熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務』のとおり

3 業務時間

業務時間は、次のとおりとする。

昼間業務 8時30分～17時15分

夜間業務 17時15分～8時30分（仮眠がとれるものとする）

※院内諸設備の点検管理を要する電気設備年次精密点検に定められた日については、この限りでない。

なお、平日の昼間業務帯（8：30～17：15）については、院内巡視中でも中央監視室において電気設備、熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務が継続できる体制を維持すること。また、夜間業務帯（17：15～8：30）には仮眠がとれるものとするが、監視を継続できる体制をとり、諸設備、器具等の異常時における点検、取替、応急修理等の適切な対応に備えること。そのため、昼間・夜間業務ともに必要により、電気設備保守管理業務従事者と熱源機器及びその他施設設備保守管理従事者は互いの業務を協力して行える体制をとること。

4 業務責任者等の責務

(1) 業務責任者

- (ア) 委託業務の本旨を遵守し病院の運営管理を適正・円滑に行い、また事故防止等に十分注意し、業務を円滑・的確に行うとともにエネルギー削減に向けた対応について施設管理担当者と十分な検討を行い改善に努め、併せて経費等の節約を図る。
- (イ) エネルギー使用量を施設管理担当者に毎月報告し、月間エネルギー使用量が前月及び前年同月比において著しく増加した場合はその原因と対応方策を提案し、または施設管理担当者と対応策を検討し改善に努める。
- (ウ) 当該業務に関する詳細なマニュアル等を作成すること。年度当初には当該マニュアルに基づいた電気設備、熱源機器及びその他施設設備従事者に対する研修及び教育の年間計画を策定し、あらかじめ施設管理担当者に提出するものとする。また半年毎に、実施内容について施設管理担当者に進捗状況を報告すること。

(2) 電気主任技術者

- (ア) 法令に定められている電気主任技術者が行う業務上重要な事項については、発注者と協議を行い対応すること。
- (イ) 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

(ウ) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

(エ) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

(3) エネルギー管理員

(ア) エネルギー管理員は、電気・燃料等の使用の合理化に関し電気・燃料等を消費する設備の維持、使用方法の改善及び監視並びに設備の維持の業務の管理にあたる。

(イ) エネルギー管理員は、エネルギーの使用の合理化に関する法律にもとづき、報告書等の作成にあたる。

(ウ) エネルギー管理員は、その職務を誠実に行わなければならない。

(エ) 発注者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理員がその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

5 共通業務

(1) 点検・工事等への立ち会い等

(ア) 病院の屋内外施設・設備の点検・工事等の際には、必要に応じて立ち会うこと。

(イ) その他施設・設備の管理上必要なことが生じた場合、立ち会うこと。

(2) 院内の施設・設備・備品の小破修繕及び営繕

(ア) 院内の施設・設備・備品に不調・不具合が生じた場合、その原因を調査し、施設管理担当者と調整の上、可能な限り修繕を実施する。

(イ) 施設管理担当者から院内の施設・設備・備品の改修・加工・改造などについて小規模な営繕工事の要請があった場合、可能な限り対応する。なお、屋内配線工事を行う場合は電気工事の有資格者に参加させること。また、実施した修繕及び営繕は、対応実績を台帳で管理し、施設管理担当者に月1回報告する。

(3) 中央監視装置・火災報知受信盤・昇降設備監視盤の警報監視及び復旧

(ア) 常時、警報を確認できる体制をとる。

(イ) 警報発報時は、必要な措置を講じ、警報を復旧する。

(4) 災害時の緊急対応

(ア) 防災マニュアルに従い、病院機能及びエネルギーの確保等を行うこと。

(イ) 病院機能の復旧業務を行うとともに、機能維持のための体制を確保する。

(ウ) 停電、火災、地震、台風の発生時において、電気設備、熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務従事者同士で密に連絡を取り合うこと。

(エ) 災害時において発生した費用等については、発注者と受注者が協議の上で調整する。

(5) 下水道法に定める水質測定

(ア) 下水道法第12条の12に定める水質の測定について、公共下水道の排出口3箇所から1日1回採水し、JIS規格に基づく方法により温度とPHを測定し記録する。

(イ) 記録は、発注者が別に実施する下水排水分析業務の測定結果を併せて記録したうえで、水質測定記録表により当月分をまとめ、翌月10日までに施設管理担当者に報告する。

6 その他

- (1) 院内巡視中、中央監視室には常時、緊急時に各所と連絡の取れる体制を維持しなければならない。
- (2) 通常立ち入り禁止区域等への出入りについては、別途調整する。
- (3) 修繕を要する場合は、施設管理担当者と調整の上、適切な対応を行うこと。ただし、至急対応すべき修繕が発生した際に、施設管理担当者が不在で連絡が取れない場合は、業務責任者に連絡のうえ、適切な処理を行い、後日速やかに施設管理担当者へ修繕内容、対応方法等を報告すること。
- (4) 昇降設備、空調設備、自家発電設備、医療ガス設備、排水処理施設、自動扉、その他発注者が保守業務を業務委託している施設・設備に故障が生じた時は、当該業務の受託事業者に連絡する。病院の施設・設備・備品の適切な維持管理のため、情報の提供やアドバイスを行う。
- (5) 病院運営上必要な事項が発生した場合には、施設管理担当者と協議のうえ別途調整する。

I 電気設備保守管理業務

1 目的

電気室、機械室、その他各室における電気設備の点検、操作、調整、管理を業務とし、神奈川県立足柄上病院自家用電気工作物保安規定に基づく巡視点検、測定基準に従う日常・定期の点検により、事故防止及び故障等の早期発見、処置等電気設備の保守管理を目的とする。また、足柄上病院医療従事者公舎における受変電設備の故障時の対応も併せて行う。

2 業務従事者の資格

第三種電気主任技術者又は第二種電気工事士以上の資格を有し、経験、知識とも豊富である者とする。また、第一種電気工事士及び防火管理者の資格を有する者を含むこととする。

3 業務

- (1) 積算電力計による受電電力計の電流、電圧の操作及び力率の点検
- (2) 各電力の供給及び停止
- (3) 母線及び配電線の点検
- (4) 変圧器、遮断機、負荷開閉器、保護継電器その他の計器及び付属設備の点検
- (5) 操作盤、配電盤、分電盤、監視盤及び付属設備の点検
- (6) 操作回路、制御回路及び蓄電池の点検
- (7) 各種電動機、電気時計設備、電灯コンセントの点検
- (8) 保守、点検、運転日誌等各種の記録報告
- (9) 3号館屋上出口監視カメラの確認及び電気ロックの解除
- (10) エレベーターの運用管理等
- (11) 監視室及び電気室の常時室温管理

4 日常保守点検業務

- (1) 使用電力量の定時検針記録
- (2) 各階分電盤の点検清掃
- (3) 変電室内配電盤の点検清掃
- (4) 動力制御盤の作動点検清掃
- (5) 各照明ランプの不点調査、取替
- (6) 各照明器具、点滅器、コンセントの点検、不良取替（医療従事者公舎、各付属建物を含む）
- (7) 蓄電池の点検清掃
- (8) 監視盤、防災盤の点検清掃
- (9) 各階配電回路の開閉操作、点検
- (10) エレベーターの日常点検記録
- (11) 照明器具の清掃（取替え時）
- (12) 不要な照明の消灯

5 月間保守点検業務

- (1) 従事者の立ち会いによる定期点検
 - (ア) 受配電設備 (1号館・2号館・3号館)
 - (イ) 負荷設備 (1号館・2号館・3号館)
 - (ウ) 自家発電設備 (1号館・3号館)
 - (エ) 蓄電池設備 (1号館・3号館)
- (2) 蓄電池の定期的充電
- (3) 3号館屋上へリポート照明器具の点検
- (4) 非常用防災発電機の点検

II 熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務

1 目的

ボイラー、冷温水発生機、水冷チラーほか空調設備の運転、衛生設備の保守点検を行うとともに、日常・定期の点検により、事故防止及び故障等の早期発見、処置等ボイラー等設備の保守管理を目的とする。

なお、空調設備を運転する場合、室内の設定温度・湿度及び運転時間は別途指示書に従い運用し、省エネルギー化を図る。

2 業務従事者の資格

2級ボイラー技師以上の資格及び危険物取扱について有資格者とする。また、1級ボイラー技士及び防火管理者の資格を有する者を含むこととする。

3 業務

- (1) ボイラー点火準備（缶水ブロー、清缶剤投入等の作業）
- (2) ボイラー運転管理及び記録（ボイラー送気、圧力、灯油量、給水量、給湯温度、外気温度、ボイラー室温度、院内温度）
- (3) 冷温水発生機の運転管理及び記録
- (4) 空調設備の運転管理及び記録（ダクト・排気口の吸取り清掃（年1回以上）・フィルター交換）
- (5) 軟水装置の量水記録（1日1回）
- (6) 軟水装置の再生（月3～4回）
- (7) ボイラー及び水冷チラー運転停止後の点検整備
- (8) 冷温水発生機及び空調設備の運転停止後の点検整備
- (9) 動力及びヒートポンプチラーの異常点検、記録、清掃（17時15分～8時30分までは、動力及びヒートポンプチラーの運転状況の監視、点検、記録）
- (10) 液体酸素タンク、医療ガスマニホールド、コンプレッサー室の点検、記録（1日3回 9時・12時・15時）及び清掃、液体酸素受入の立会い
- (11) 給排水給湯衛生設備の保守点検及び検針
- (12) ボイラー日誌の整理
- (13) 残留塩素の測定、記録
- (14) 灯油受入の立ち会い
- (15) 灯油の残量実測（毎月初及び年度末）
- (16) 各ポンプ設備の点検
- (17) ボイラー室・空調機械室の清掃
- (18) 地下タンク貯蔵所の点検、記録（週1回）
- (19) 地下燃料タンクの漏えい点検
- (20) 各警報装置の監視
- (21) 清掃で対応不能な院内トイレ及び洗面所等の詰まり及び水漏れの修理
- (22) 給排水配管、給湯、衛生設備の小配管及びパッキング取替修繕

B 清掃業務

この仕様書は、作業の概要を示すものである。受注者は、関係法令及びこの仕様書の趣旨に則り、発注者と随時協議し病院の清潔な環境の維持に努めなければならない。

また、軽微な部分または本書に記載なき事項であっても、美観上または建物衛生管理上必要な作業については、発注者と受注者が調整のうえ実施するものとする。

1 清掃箇所及び面積

10 業務内容及び別紙「清掃場所一覧表」のとおりとする。但し、院内の部屋割りの変更に伴う清掃箇所、面積及び清掃頻度の変更については施設管理担当者と別途協議の上決定し、業務内容に反映させるものとする。

2 業務体制

- (1) 業務時間中は即時に連絡が取れる体制を取ること。
- (2) ベッド移動や患者の入退院その他の理由により清掃等が緊急に必要な場合は、速やかに対応すること。
- (3) 作業終了後は、日誌を提出し、発注者の指定する者の検査を受け、作業に不十分な点がある場合は、発注者はその是正を申し入れることができる。

清掃を実施したことが確認できるチェック表（1日単位のもの）を設置し、清掃を行った後にチェックをすること。

3 業務案内書・標準作業書

受注者は、本業務の基本方針、業務内容及び作業方法、清掃及び消毒用具の種類、管理体制等を記載した業務案内書や、区域毎の作業方法、使用する清掃用具、消毒薬、洗剤等の使用及び管理の方法、感染予防等に関する標準作業書を常備し、発注者の求めに応じて開示すること。また、従事者に対しては、その内容について周知徹底を図るものとする。

4 清掃作業時の注意点

- (1) 作業は静粛にかつ足元に注意して行い、清掃用水等が壁及び歩行者等に飛散しないよう十分に注意すること。
- (2) 患者の吐しゃ物、排泄物、血液等の汚れや感染性廃棄物等を扱う作業を行う際は、感染対策に十分注意すること。また、作業手順を作成し、従事者に対し周知徹底を図ること。
- (3) 医療器械、器具、薬品等のある箇所の清掃時は特に細心の注意を払い、みだりに手を触れないこと。また、建物及び器械器具等の破損箇所または修繕を要する箇所を発見したときは、直ちに発注者の指定する者に連絡のうえ、適切な処理を行うこと。
- (4) 作業にあたり、清潔なもの（ベッド、椅子、机等もこれらに含まれる。）の上に不潔な物を置かないこと。また、作業時に移動した椅子その他の物品は、必ず元の位置に戻すこと。
- (5) 清掃のため各室の鍵を使用するときは、各室の責任者または当直者の承認を受けるものとし、使用後は各室の責任者または当直者に引き継ぐものとする。また、清掃中における鍵の

保管は、責任者が責任を持って行うこと。

(6) 清掃時に使用する電気、水道等については、極力効率よく使用すること。

5 清掃用具

(1) 清掃器具及び材料等は、作業内容及び建物材料に最も適したものを使用すること。

(2) 清掃に使用する道具及び消耗品は、受注者が用意するものとする。

(3) 清掃用具の洗浄、保管等を適切に行うこと。また手順書を作成し従事者に周知すること。

(4) 清掃に使用するモップ等は、病棟は病室 1 部屋ごと、他の箇所は別紙「清掃場所一覧表」に記載される箇所ごとにヘッド部を交換し、交差感染防止に努めること。

(5) 洗面台におけるモップ絞りは、絶対に行わないこと。

(6) モップ等清掃用具については、使用後は毎日洗浄し乾燥させ清潔を保ち保管すること。

(7) 清掃用具をカートへ収納する場合は歩行者へ配慮して納めること。また、カートを通路等に放置しないこと。

(8) 清掃用具の運搬時には、ビニール袋等を使用し清潔なもの（洗浄済みのモップ、未使用のトイレットペーパー等）と不潔なものを接触させないように注意すること。

(9) 作業終了後は発注者の指定する場所に一括して保管し、病棟等に清掃用具を残さないこと。

(10) 清掃用具、廃棄物等の収納場所には、目的外のものの収納はしないこと。

(11) トイレ及び汚物室等汚染区域で使用する清掃用具は、他の区域には使用しないこと。

6 洗剤

(1) 洗剤は、分解性が高く化学物質含有量が低い環境への負荷の少ないものを使用すること。

(2) 清掃場所ごとにおける使用洗剤の品名、使用量を毎月報告すること。

(3) 洗剤等については、減量使用を図ること。

7 服装等

ア 従事者は、常に清潔な服装を着用すること。また手袋、マスク、エプロン等を使用する場合も常に清潔なものを使用すること。

イ 清掃に必要な場合を除き、清掃時に使用した手袋等を装着したままドアの開閉、エレベーターのボタン操作等を行わないこと。

8 研修・訓練

受注者は、従事者に対して、その資質を向上させ、業務を的確・安全に行うため、適切な研修・訓練を計画的に行わなければならない、また、以下に掲げる事項を含む研修を、従事者に対し実施すること。

ア 感染の予防

イ 患者の秘密保持

なお、感染の予防に関する研修の計画及び実施状況については、施設管理担当者経由で病院の感染対策チーム（ICT）に相談し、実施すること。その他の研修の計画及び実施状況については、発注者に提出すること。

9 精度管理

受注者は、清掃業務の精度を管理するため、病院に常駐する者以外の者により清掃の実施状況を年1回以上調査し、改善を要する点等を統括責任者及び清掃業務責任者に報告させるものとする。統括責任者及び清掃業務責任者は、その報告に対する改善作業等を速やかに実施し、必要に応じて施設管理担当者と実施状況の報告、業務改善の申し入れ及び改善状況の確認を行う。

10 業務内容

清掃区分は次のとおりとする。

- (1) 一般区域の清掃
 - ア 日常清掃
 - イ 定期清掃
- (2) 清潔区域の清掃
 - ア 日常清掃
 - イ 定期清掃
- (3) ごみの処理・搬出
- (4) 当直室ベッドメイク

なお、各区分の清掃日における平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法令に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く日をいう。ただし、業務に支障がある場合、発注者及び受注者は、予め協議のうえ日程を臨時に変更することができる。

(1) 一般区域の清掃

ア 日常清掃

(ア) 清掃日時

毎日6時30分から16時00分までに行うこと。

清掃時間内は清潔な環境の維持に努め、必要に応じて随時清掃を実施すること。

各清掃場所の清掃日は別紙「清掃場所一覧表」、清掃回数は以下のとおりとする。

(イ) 清掃方法等

清掃場所の材質や汚れの度合いに応じて、最も適した方法で清掃を行うこと。

各清掃場所における作業基準は以下のとおりとする。この基準によりがたい場合は、別途協議の上定めるものとする。

場所・区分	作業基準
1. 床	① 病棟においては消毒と洗浄を兼ねた薬剤を用い、ほこりがたたないよう配慮して掃除する。 ② 事務室等においては掃除機等を使用して清掃する。 ③ 指定部分を除いて、水拭きしない。 ④ 汚れのひどいときは水拭きまたは適当な洗剤を使用し清掃する。 ⑤ マット、椅子等軽易に移動できる物品は移動させて清掃する。 ⑥ 大型の機械や備品等移動が困難な物品の下も入念に清掃する。 ⑦ じゅうたんの場合は、汚損等に充分注意し、入念に掃除機で清掃する。
2. 一般病室	① 床等については1.のとおり清掃する。 ② 洗面・手洗等も十分に清掃し、常に乾燥させ清潔を保つ。

3. 感染症患者の病室	<p>① 感染症病棟(1A 病棟等)は、施設管理者担当者と協議の上、原則使用時は毎日、使用していないときは週1回清掃する。</p> <p>② 通常の方法による清掃の後、床、ドアノブ、手すりなどを次亜塩素酸系洗剤で拭く。</p> <p>③ 1A 病棟及び通常病棟における感染症患者の病室への入室等については、施設管理者担当者と事前に協議し、手洗いの徹底、入退室時の个人防护具の使用、汚物等の適切な取扱等により、感染源の拡散防止に努めること。</p>
4. 患者の吐しゃ物、排泄物、血液等の汚れ	<p>① 感染対策上の汚染源となる汚れについては、外観の汚れを取り除いた後、次亜塩素酸系洗剤で拭く。</p> <p>② 作業時は个人防护具を使用する等の感染対策を行うこと。</p>
5. トイレ	<p>① 床を掃き掃除または水洗いし、汚れが目立つときは、中性洗剤を使用し清掃する。床を水洗いしたときは、足元が滑らないよう充分に水分を拭き取る。</p> <p>② 汚物入れの内容物を処理し、外側・周囲の清潔を保つ。</p> <p>③ 扉、ドアノブ、間仕切りを拭き掃除する。</p> <p>④ 衛生陶器類は、次亜塩素酸系洗剤で清掃する。</p> <p>⑤ 洗面台を清掃し、鏡を磨く。</p> <p>⑥ 金属部分はおもに乾拭きする。汚れが目立ち洗剤を使う場合、クロムメッキ部には使用しない。</p> <p>⑦ その他悪臭の原因となるような部分については特に念入りに清掃を行い、常に清潔な環境の維持に努める。</p> <p>⑧ トイレトペーパーの交換及びペーパータオルの補充をする。各トイレの予備の数量は必要最低限とする。</p> <p>⑨ 1号館1階から4階のトイレ、3号館1階のトイレ、病棟のトイレは、午前(6時30分～9時00分)と午後(13時00分～15時30分)の1日2回及び汚れがひどいときに清掃する。</p>
6. 手すり、金属部分、壁及び扉	<p>① 手すり、ドアノブ、ホール等の出入口、窓回り等の金属部分を専用クリーナー等で毎日拭き掃除する。感染症流行時には清掃回数を増やす等、臨機応変に対応する。</p> <p>② 扉は汚れに注意し拭き掃除する。</p> <p>③ 壁面の張り出し等凹凸部分に埃が積もらないように拭き掃除する。</p> <p>④ 汚れのひどいときは材質に合った洗剤を使用し汚れを拭き取る。</p>
7. エレベーター及び自動ドア	<p>① 床の汚れに注意し、掃き拭き掃除する。</p> <p>② 金属部分を乾拭きする。</p> <p>③ 溝を清掃する。</p> <p>④ エレベーターの壁、扉、開閉・階ボタンを拭き掃除し、鏡を磨く。汚れが目立つときは洗剤を使用する。</p> <p>⑤ 自動ドアのガラス面を拭き掃除する。</p>
8. 靴マット	<p>① 毎日泥を落とし所定の位置に戻す。</p> <p>② 汚れがひどいときは適宜水洗いする。</p>
9. 玄関・外回りその他敷地内	<p>① 紙くず、荒ごみ等が散乱ないように掃き掃除する。</p> <p>② 病院の案内看板等来院者の目にふれる箇所についても清掃する。</p>
10. 出入りの多い箇所	<p>① 外来者の出入りが多い正面玄関、ホール(椅子等の清掃を含む)、診察室前、廊下及び階段については、別紙「清掃場所一覧表」の清掃回数に関わらず、汚れがひどいときには適宜清掃を行い清潔を保持する。</p> <p>② 入院、外来患者等来院者に迷惑や悪影響を与えることのないよう十分に注意を払うこと。</p>
11. カーテン	<p>① 院内各所のカーテンについて、担当セクションより連絡があった場合、代替のカーテンと交換し、使用済みカーテンは発注者の指定する方法で処理する。</p>

12. 植木鉢・植栽	①発注者が必要と認める時、敷地内の植木鉢・植栽に水をやる。
13. 高所、隙間等の清掃	①くもの巣、ほこり等を取り除く。 例) 内外通路・廊下・階段の上部、天井、カーテンレール、配管上部、トイレの排気口等
14. 公舎 麻酔科 当直室 (29.4 m ²)	①室内の床掃除をする。 ②水回り（風呂・トイレ・洗面・台所シンク）の清掃をする。 ③週1回（原則として土曜日）実施する。

イ 定期清掃

(ア) 清掃日時

外来休診日に行うこととし、時間は発注者と調整すること。ただし、病院業務上支障がある場合や平日に作業可能な箇所については、発注者の承認を得て平日に行うものとする。

(イ) 予定及び報告書の提出

定期清掃の予定について、年度当初に年間作業予定を、実施月初日の1週間前までに月間作業予定を施設管理担当者に提出すること。

また、毎月の定期清掃実施状況（実施箇所・実施内容）について、施設管理担当者に翌月10日までに報告書を提出すること。

(ウ) 清掃方法等

以下の表に作業頻度の記載のないものについては、汚れの度合いに応じて適宜清掃を行う。

区分	作業内容
1. 床面洗浄・ワックス清掃	①粗ゴミを取り除き、洗剤、ポリッシャー等を使用して床面の汚れを洗浄する。 ②洗剤、汚水等を取り除き、水気を乾燥させる。 ③樹脂ワックスを塗布しムラなく仕上げ、乾燥させる。 ④各清掃場所の実施頻度は別紙「清掃場所一覧表」のとおりとする。 ※ワックスについては原則床面洗浄と同時に行うこととするが、状態により実施の可否を受注者と調整すること。 ※ワックス剥離清掃については、実施時期、実施場所等について、発注者と受注者で必要性を判断しスポット対応とする。(別途費用調整)
2. 石材床清掃（1号館1階受付等）	①中性洗剤で洗浄ののち、必要に応じて床維持剤を塗布する。 ②床を傷つけないよう注意する。 ③少なくとも年3回実施とする。
3. コンクリート部分の清掃	①年1回高圧洗浄機、クレンザー及び中性洗剤等を使用し汚れを取り除く。※3号館バルコニーのみ月1回掃き掃除をする。
4. 窓ガラス清掃	①ガラス用洗剤で汚れをとり仕上げる。 ②窓ガラスの周囲のくもの巣、ほこり、棧の汚れを除去し、窓枠も拭き掃除または洗剤により清掃する。 ③年2回実施する。(4596.71 m ²)
5. 網戸清掃	①網戸は取り外したうえ、塵埃を除去し、中性洗剤で洗浄を行ったのち、水洗いを行う。 ②網を破損しないよう十分注意のうえ作業をする。 ③網に破れ等がある場合には発注者に連絡すること。 ④年2回実施する。(468.83 m ²)
6. 排水口のごみ収集処理	①屋上・ベランダ・ドライエリアの排水溝の清掃を荒天後に実施し、少なくとも3カ月に1回実施する。

7. 栄養管理科及び職員食堂酵素水製造機点検等	① グリーストラップの清掃を月1回実施する。 ② グリーストラップの汚泥廃棄を年1回実施する。 ③ 栄養管理科・生ごみ破碎室の清掃、残渣のバキューム処理を月1回実施する。
8. 敷地内の草むしり及び植栽の剪定	① 病院敷地内（3号館南側広場を含む）の草むしり・植栽の剪定と医療従事者公舎の植え込みの剪定を行う。 ② 4月から11月の間、随時実施する。 ③ 低木類（ツツジ）については5月下旬から6月上旬の開花後に一定の高さまで剪定する。（低木類の剪定面積 759 m ² ）

(2) 清潔区域の清掃

ア 日常清掃

(ア) 清掃日時

毎日6時30分から16時00分までに行うこと。

各清掃場所の清掃日は別紙「清掃場所一覧表」のとおりとする。

(イ) 清掃範囲

この仕様書における清潔区域とは、以下の表に記載の箇所を指すものとする。

以下の表のうち、乗換ホール、前室、更衣室、便所を除いた箇所は高度清潔区域とし、清掃にあたっては特に細心の注意をはらうこと。

3号館地下1階	滅菌器材保管庫、前室3
3号館1階	血管造影室、血管造影室前室
3号館2階	乗換ホール、クリーンホール、標本作製室、洗浄室、手洗室、手術室1~4、供給廊下、前室1、便所4、器材庫3、器材庫4、HCU、HCU前室

(ウ) 清掃方法等

基本的な清掃方法等については(1)ア(イ)と同様とするが、清潔区域は衛生管理に特に細心の注意を払う必要があることから、作業にあたっては以下の点に注意すること。

- ① 清潔区域は、他の一般区域と厳密に区別し、清掃用具は専用のもを用い、交差使用は絶対にしないこと。
- ② 高度清潔区域の清掃にあたっては、高性能エアフィルター付真空掃除機、若しくはこれに代替する機器を使用すること。また、定期的に薬液等を使用し入念に清掃すること。
- ③ 一般区域とは区別した用具でワックスがけを行うこと。
- ④ クリーンホール、標本作製室、洗浄室、手洗室、手術室1~4、供給廊下、前室1、器材庫3、器材庫4については、原則、別事業者により各部屋から収集され所定の位置に集められたごみの処理・搬出のみ行うものとする。回数については別紙「清掃場所一覧表」のとおりとする。
- ⑤ 室内壁面及び扉面についても汚れに注意し定期的に清掃を行うこと。
- ⑥ 清潔区域への入室等については、発注者と事前に協議し承認を得ること。
- ⑦ 清潔区域での清掃にあたっては、白衣及びマスクの着用等ガウンテクニックを適切に行うこと。

イ 定期清掃

(ア) 清掃時期・清掃範囲

以下のとおり、原則として7月、12月に実施すること。

	室名	面積(m ²)	1. 湿式清掃	2. 消毒・床ワックス
3号館 地下1階	滅菌器材保管庫	57.01	7月・12月	7月
	前室3	4.51	7月	7月
3号館 1階	血管造影室	41	7月	7月
	血管造影室前室	8.48	7月	7月
3号館 2階	手術室1	41.77	7月・12月	7月・12月
	手術室2	30.41	7月・12月	7月・12月
	手術室3	30.41	7月・12月	7月・12月
	手術室4	30.41	7月・12月	7月・12月
	供給廊下	65.4	7月・12月	7月・12月
	クリーンホール	163.11	7月・12月	7月・12月
	手洗室	18.65	7月・12月	7月・12月
	洗浄室	11.67	7月・12月	7月・12月
	前室1	9.88	7月・12月	7月・12月
	器材庫3	28.7	7月・12月	7月・12月
	器材庫4	34.68	7月・12月	7月・12月
	標本作製室	12.73	7月・12月	7月・12月
	乗換ホール	62.27	7月・12月	7月
	HCU	76.04	7月	7月
	HCU前室	3.24	7月	7月

※面積合計 湿式清掃 7月実施分 730.37 m²、12月実施分 597.1 m²

消毒・床ワックス 7月実施分 730.37 m²、12月実施分 477.82 m²

(イ) 清掃方法等

区分	作業基準
1. 湿式清掃	① EPA登録クリーナー（第4級アンモニウム）により、天井・壁・床及び医療器械等、全体を清拭消毒する。 ② 手術室の薬品棚、クリーンホール内ビドマー（薬品棚）等は中身を取り出して行い終了後原状復帰する。 ③ ビドマー清拭終了後は必ずナースステーションに連絡する。 ④ 手術室の天井絵画部分は乾拭きとする。
2. 消毒・床ワックス	① 床の清浄を維持するための消毒薬入りワックス塗布を行う。 ② ワックスに消毒薬を混合させ、3回塗布する。 ③ ワックス剥離清掃については、剥離清掃の実施時期、実施場所等については、発注者受注者で必要性を判断しスポット対応とする。（別途費用調整）

(3) ごみの処理・搬出

ごみの処理、搬出等を以下のとおり行う。

区分	作業基準
1. 一般ごみの処理・搬出	① 清掃作業によって生じるすべての廃棄物及び各室の所定の位置に集められた廃棄物を搬出する。

	<p>② 廃棄物は、発注者指定の区分に従い適正に分別・収集し、排出量の抑制に努めること。</p> <p>③ 可燃物は、指定の袋に入れ所定の場所に搬出する。ただし、リサイクルゴミ（ダンボール及び紙類等分別して排出されているゴミ）については、分別された状態で搬出・保管する。</p> <p>④ 不燃物は、空き缶、空き瓶、ペットボトル、一斗缶に分別して回収し、その他の不燃物は不燃物用コンテナに投入する。</p> <p>⑤ 空き缶は、汚れのひどいものは洗浄の上つぶして集積用カゴに保管する。</p> <p>⑥ 空き瓶は、洗浄の上透明・茶・その他の3色に分別し、キャップは外して保管する。</p> <p>⑦ ペットボトルは、洗浄の上キャップを外して集積用ネット袋に保管する。</p> <p>⑧ 空き缶、空き瓶、ペットボトルは、種類ごとに毎週火曜に病院貸与のはかりで重量管理の上、備え付けの表に記録し、発注者の指定する業者に所定の処理を行った上引き渡す。</p>
2. 医療系・感染性廃棄物の処理・搬出	<p>① 各部署から発生した医療系・感染性廃棄物（専用プラスチック容器に格納済みのもの及び専用のビニール袋に収納されたものを専用段ボールに格納する）については、密閉処理されていることを確認のうえ、専用保管場所まで運搬し収納する。</p> <p>② 検査科から排出される滅菌処理済ガラスくずについては、所定の場所へ搬出する。</p> <p>③ 感染性廃棄物は、血液の付着したものや使用済み注射針等を含むため、運搬・収集の際には細心の注意をもって行うこと。</p> <p>④ 感染性廃棄物の収集・運搬・保管にあたっては、ゴム手袋及びマスクを着用する等の感染対策を必要に応じて行うこと。</p>
3. 搬出日時	<p>① 1、2の廃棄物について、平日・土曜日は午前（7時00分～11時00分）午後（13時00分～15時30分）の1日2回、日曜日・祝日は午前（7時00分～11時00分）の1日1回回収すること。また、院内各部署から依頼のあった場合にも適宜行うこと。</p> <p>② 3日以上連続の場合には別途協議の上定める。</p> <p>③ ごみの搬出時には、覆いを被せるなど来院者等に不快感を与えることのないよう充分注意すること。</p>

(4) 当直室ベッドメイク

(ア) 当院の当直室所在及び床数は以下のとおり。これは令和3年（2021年）12月時点ものであり、履行期間中に増減のあった場合も、対象に含めるものとする。

- | | |
|------------------|-----|
| ① 3号館2階 当直室 | 12床 |
| ② 3号館3階 当直室 | 4床 |
| ③ 3号館4階 看護演習室 | 3床 |
| ④ 2号館3階 臨床研修医当直室 | 3床 |
| ⑤ 公舎麻酔科 当直室 | 1床 |

(イ) 各当直室を毎日点検し、前日に使用したベッドのベッドメイクを土、日、祝日を含め毎日行う。シーツ、枕カバーは毎日交換し、タオルケット、毛布、ふとんは必要に応じて交換する。（業務にはシーツ、カバーの受け渡しを含む。受け渡し場所は3号館地下1階外注リネン庫とする。）

C 清潔区域清浄度管理業務

1 業務内容

清潔区域の清浄度測定等の清浄度管理業務を、原則として12月に行う。

2 作業箇所及び作業時期

	室名	面積 (㎡)	ア 非使用時測定	イ 連続測定
3号館 地下1階	滅菌器材保管庫	57.01	12月	—
	前室3	4.51	12月	—
3号館 1階	血管造影室	41	12月	—
	血管造影室前室	8.48	12月	—
3号館 2階	手術室1	41.77	12月	12月
	手術室2	30.41	12月	12月
	手術室3	30.41	12月	12月
	手術室4	30.41	12月	12月
	供給廊下	65.4	12月	12月
	クリーンホール	163.11	12月	12月
	手洗室	18.65	12月	—
	洗浄室	11.67	12月	—
	前室1	9.88	12月	—
	器材庫3	28.7	12月	—
	器材庫4	34.68	12月	—
	標本作製室	12.73	12月	—
	乗換ホール	62.27	12月	—
	HCU	76.04	12月	—
HCU前室	3.24	12月	—	

3 作業内容

ア 非使用時測定

空調装置等の性能が日本医療福祉設備協会規格どおり維持されているかを、測定・点検及び調整する。また、測定結果について、作業の要点を撮影した写真と共に報告書を提出すること。

(ア)目的と方法

リークテスト	目的	HEPAフィルターと吹出口本体との接合部から1次側空気がリークしていないかを確認する。
	方法	専用の測定機器を用いて測定する。
風速風量測定	目的	規定清浄度保持のための風速が保たれているかを確認する。
	方法	微風速計により、吹出風速はフィルター面で一枚につき5点、吹込風速は吹込口1ヶ所につき吹込口面で9点風速を測定する。
差圧測定 (陽圧保持)	目的	規格どおりの差圧が確保されているかを確認する。
	方法	微差圧計で、部屋間の差圧を測定する。

温湿度測定	目的	室内の温湿度が設定値通りに作動しているかを確認する。
	方法	専用の乾湿度計で、室内中央床上 1m の所で測定する。
照度測定	目的	規格どおりの照度が得られているかを確認する。
	方法	室内に任意の点を定め、照度計で、床上 1m の所を測定する。
騒音測定	目的	室内の騒音値が規定の騒音値以内に収まっているかを確認する。
	方法	騒音計で、室内中央床上 1m の箇所で A・C スケールで測定する。
浮遊塵埃測定	目的	室内の浮遊塵埃が、規格の基準以内に保持されているかを確認する。
	方法	専用の測定機器で、室内の任意な点を定め、床上 1m の所にサンプリングチューブ先端を設置し、各々の点で 3 回ずつ測定してその平均値を算出する。

(イ)非使用時測定ポイント数一覧

	室名	リークテスト	風速風量	差圧	温湿度	騒音	照度	浮遊塵埃
3号館 地下1階	滅菌器材保管庫	4点	6点	1点	1点	1点	1点	5点
	前室3	—	—	1点	—	—	—	1点
3号館 1階	血管造影室	—	1点	2点	1点	1点	1点	5点
	血管造影室前室	—	—	—	—	—	—	1点
3号館 2階	手術室1	8点	12点	2点	1点	1点	1点	5点
	手術室2	4点	8点	2点	1点	1点	1点	5点
	手術室3	4点	8点	2点	1点	1点	1点	5点
	手術室4	4点	8点	2点	1点	1点	1点	5点
	供給廊下	5点	11点	1点	1点	1点	1点	5点
	クリーンホール	18点	30点	7点	1点	1点	1点	5点
	手洗室	1点	3点	—	1点	1点	1点	3点
	洗浄室	—	2点	—	1点	1点	1点	3点
	前室1	—	1点	—	1点	1点	1点	3点
	器材庫3	2点	4点	—	1点	1点	1点	3点
	器材庫4	2点	6点	—	1点	1点	1点	3点
	標本作製室	—	2点	—	1点	1点	1点	3点
	乗換ホール	—	4点	—	1点	1点	1点	3点
	HCU	10点	19点	1点	1点	1点	1点	9点
HCU前室	—	—	2点	—	—	—	1点	
合計		62点	125点	23点	16点	17点	16点	73点

イ 使用時連続測定

(ア)目的と方法

目的	清浄な状態で手術及び治療が行われているかを測定確認する。
方法	使用中の環境が目的どおりの清浄度が確保されているか、自動の測定器を設置して、無人にて 10 ポイント同時に 24 時間連続で浮遊塵埃を測定する。測定は手術が実施される平日に行う。

(イ)連続測定ポイント数一覧

	室名	連続測定
3号館 2階	手術室1	2点
	手術室2	2点
	手術室3	2点
	手術室4	2点
	供給廊下	1点
	クリーンホール	1点
合計		10点

4 業務上の注意

- (1) 作業にあたっては、作業と関係のない場所には立ち入らないこと。
- (2) 作業にあたっては、職員等の通行及び業務に支障をきたさないよう最大限注意を払うこと。
- (3) 作業の日程及び時間、清掃方法等については、発注者と協議のうえ決定し、変更等が生じた場合には速やかに発注者に連絡し、調整を行うこと。
- (4) 作業の開始及び終了にあたっては、必ず看護科長ほか各科病棟責任者等に報告すること。
- (5) 手術室天井の絵画を毀損しないよう、当該部分に薬剤等が付着しないよう注意すること。

D 駐車場管理業務

1 目的

この仕様書は、来院者の安全を確保するために、院内駐車場等への車両等の通行及び整理を円滑に処理することのできるよう具体的に定めるものとする。

なお、来院者の誘導業務に際しては、言葉遣い・態度などで来院者に不快な思いを与えることの無いよう、十分注意しなければならない。

2 業務時間・配置人員

8：00～12：00（常時1名以上）

3 対象駐車場概要

(1) 収容台数

第1駐車場（2号館入口）	32台
第2駐車場（立体1階）	72台
（立体2階）	79台
第3駐車場（職員用）	65台
第4駐車場（障害者用）	4台

(2) 出入口は終日開放とする。

(3) 利用者の精算方法は自動精算機によるものとする。

4 業務内容

(1) 来院者の車両等の誘導案内を行う等、駐車場の円滑な運用に努める。

(2) 駐車場内を通行する来院者の安全確保に努める。

(3) 業務時間中の利用車両状況を毎日集計する。

(4) 業務終了後、病院から貸与されている PHS（発券機・精算機インターホン直通）を清掃業務従事者又は電気設備・熱源機器及びその他施設設備の保守運転管理業務従事者に渡し、翌日業務開始前に受取る。

E 電気設備精密点検

1 目的

本精密点検測定は、電気事業法第42条第1項の規定により作成した神奈川県立足柄上病院 自家用電気工作物 保安規程第17条別表第1に基づき、施設内のすべての電気設備について実施するものである。

2 実施時期

年1回、原則として10月第3土曜日に実施するものとする。

3 共通事項

(1) 共通仕様

本仕様書に記載してある事項以外は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び公共建築設備標準図（電気設備工事編）」による。

(2) 作業届

本精密点検測定の実施に際して、現場作業従事者名を記した作業届を提出すること。また、主任技術者には、必ず電気主任技術者等の資格を有した者を選任し、その免状の写しを提出すること。

(3) 工程表他

受注者は本精密点検測定の実施に際して、発注者と統括責任者、業務責任者及び電気主任技術者で綿密な協議を行ったのち工程表、チェックリスト、体制図等、進行管理に必要な資料を作成し、発注者に提出するものとする。統括責任者は、点検の当日に現場に常駐して進行管理を監督すること。

(4) 打合せ

発注者と統括責任者、業務責任者及び電気主任技術者は綿密な連絡を取り合うこととし、本精密点検の実施までに、直接の打合せの機会を設けること。打合せは9月中旬、10月初旬の少なくとも2回を予定し、具体的な日程は協議の上決定する。

(5) 施設の一部使用

本精密点検測定の実施に際し、必要に応じて承諾を得て施設の一部を無償で使用することができる。ただし、使用場所は最小限度にとどめることとする。

(6) 事故防止

作業の実施に際し、事故の未然防止及び設備の機能低下の防止を図ること。

(7) 仮設

本施設は病院であり、瞬時以上の停電は人命に関わり不可能であるため、発注者等と協議の上あらかじめ仮設配線等を行うものとする

(8) 試験機器の搬入

器材の搬入については、発注者等と協議の上で決定された場所に整理して保管する。

(9) 時間の厳守

作業については、工程表に予定した時間内に終了するよう進捗管理は十分な体制で厳密に

行うとともに、発注者へ都度報告すること。院内放送や電源切り替えを伴う予定時間を超える可能性がある場合は、速やかに発注者等と協議し適切に対応すること。

(10) 実施作業

騒音及び振動等に配慮し、来院者等に迷惑がかからないように注意する。商用電源、保安電源、発電機電源のいずれかが必ず通電状態であるよう作業すること。

(11) 電源切替

商用電源、保安電源、発電機電源等の切替作業は、瞬時停電にとどまるよう手際よく作業切り替えること。作業終了時も同様とする。

(12) 危険表示

商用電源、保安電源、発電機電源のいずれかが通電状態であるので、通電箇所には常にトラロープ、表示灯、表示札等で危険表示を行うこと。また、特に充電部が近接する箇所は、ゴム板等で防護すること。

(13) 臨機の処置

誤操作等で災害が発生しないよう充分注意を払い、万が一事故等が発生した場合は速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を発注者に報告すること。

(14) 作業終了

全ての作業終了後は、作業責任者によって安全を確認後、開閉機操作を行い復電する。また、各分電盤等の開閉器を確認する。

(15) 記録

定期巡視点検及び精密点検測定の結果を整理し、単線結線図を添付し、2部提出すること。

(16) その他

低圧絶縁抵抗測定ができない回路は、活線絶縁抵抗計にて行うこと。また、保安回路の試験時間が1時間30分程度と短いため、低圧保安電源の絶縁抵抗試験は必要により当日までに事前に活線絶縁抵抗計にて実施すること。

4 測定対象

下記対象物は令和3年12月時点のものであり、点検実施日までに新たに設置されたものがある場合、測定対象に含むものとする。

(1) 1号館変電室

絶縁抵抗値測定（高圧回路）	1 式
ケーブル直流劣化絶縁試験	2 系統
継電器動作特性試験（51）	16 台
継電器動作特性試験（27）	1 台
継電器動作特性試験（67）	2 台
継電器動作特性試験（LGR）	8 台
遮断器引出し点検（VCB）	9 台
開閉器引出し点検（VCS）	3 台
開閉器点検（LBS）	7 台
コンデンサ容量測定	3 台
変圧器点検	7 台

接地抵抗値測定	1 式
絶縁抵抗値測定（低圧回路）	1 式
配線、機器、増締点検	1 式
所内配線、機器清掃点検	1 式
警報試験	1 式
総合動作試験	1 式
(2) 2号館変電室	
絶縁抵抗値測定（高圧回路）	1 式
継電器動作特性試験（51）静止型	2 台
継電器動作特性試験（27）	1 台
継電器動作特性試験（LGR）	4 台
遮断器引出し点検（VCB）	3 台
開閉器点検（LBS）	5 台
コンデンサ容量測定	1 台
変圧器点検	4 台
接地抵抗値測定	1 式
絶縁抵抗値測定（低圧回路）	1 式
配線、機器、増締点検	1 式
所内配線、機器清掃点検	1 式
警報試験	1 式
総合動作試験	1 式
変圧器油試験	4 台
油入変圧器絶縁油試験（酸価及び絶縁破壊試験）	4 台
(3) 3号館変電室	
絶縁抵抗値測定（高圧回路）	1 式
ケーブル直流劣化絶縁試験	3 系統
継電器動作特性試験（51）静止型	13 台
継電器動作特性試験（27）	1 台
継電器動作特性試験（67）	3 台
継電器動作特性試験（LGR）	17 台
遮断器引出し点検（VCB）	14 台
開閉器引出し点検（VCS）	3 台
開閉器点検（LBS）	18 台
コンデンサ容量測定	3 台
変圧器点検	18 台
接地抵抗値測定	1 式
絶縁抵抗値測定（低圧回路）	1 式
配線、機器、増締点検	1 式
所内配線、機器清掃点検	1 式
警報試験	1 式

- 総合動作試験 1 式
- (4) 1号館高圧発電機
- 絶縁抵抗値測定（高低圧回路） 1 式
- 遮断器点検（VCB） 1 台
- 配線、機器、増締点検 1 式
- 所内配線、機器清掃点検 1 式
- 総合試験 1 式
- (5) 3号館高圧発電機
- 絶縁抵抗値測定（高低圧回路） 1 式
- 遮断器引出し点検（VCB） 2 台
- 配線、機器、増締点検 1 式
- 所内配線、機器清掃点検 1 式
- 総合試験 1 式
- (6) 院内低圧盤絶縁抵抗測定
- 1号館 24 面
- 2号館 19 面
- 3号館 79 面
- 連絡棟 1 面
- (7) 操作用フック棒耐圧試験（1.2.3号館） 1 式
- (8) 蓄電池設備（内部抵抗測定を含む） 1 式
- 2・3号館非常用操作・表示用蓄電池設備 鉛(MSE-300) 54セル
- 1号館非常用操作・表示用蓄電池設備 鉛(MSJ-100-6) 54セル
- (9) 計器校正（電圧・電流）
- 3年に1回、計器を校正する。1年ごとに1号館(R4)→2号館(R5)→3号館(R6)の順番で実施する。

(ア)令和4年度 1号館

		電圧計	電流計
高圧盤	受電	1	1
	コンデンサ	-	1
	一般動力電灯	-	1
	医療電源	-	1
	非常電灯電力	-	1
	小計	1	5
低圧盤	蓄熱電力	1	1
	一般動力	1	1
	一般電灯 No. 1	1	1
	一般電灯 No. 2	1	1
	医療電源	1	1
	非常動力	1	1
	非常電灯 No. 1	1	1
	非常電灯 No. 2	1	1
	小計	8	8
	合計	9	13

(イ)令和5年度 2号館

デジタルメーター (DAIICHI 製 QLC-110L)

高压盤 高压引込受電	1 個
発電機連絡	1 個

デジタルメーター (DAIICHI 製 QLC-110L)

低压盤 一般電灯	1 個
一般動力	1 個
非常電灯	1 個
非常動力	1 個

(ウ)令和6年度 3号館 電圧計・電流計

デジタルメーター

高压盤 受電	1 個
コンデンサ主幹	1 個
1号館受電盤送り	1 個
一般動力送り	1 個
一般電灯送り	1 個
1号館発電機連絡	1 個
非常動力送り	1 個
医療用電源設備送り	1 個
2号館受電盤送り	1 個
非常動力電灯送り	1 個
500KVA 発電機連絡	1 個
1250KVA 発電機連絡	1 個
保安動力電灯送り	1 個
小計 (電子式)	計 13 個

デジタルメーター

低压盤 一般動力 N01	1 個
一般動力 N02	1 個
一般電灯 N01	1 個
一般電灯 N02	1 個
一般電灯 N03	1 個
一般医療動力	1 個
コンピューター設備	1 個
MRI 設備	1 個
非常動力 N01	1 個
非常動力 N02	1 個
非常動力 N03	1 個
非常電灯	1 個
保安動力	1 個
保安電灯 N01	1 個

保安電灯 N02	1 個
保安電力（発電機 N01）	1 個
保安電灯（発電機 N02-1）	1 個
保安電灯（発電機 N02-2）	1 個
小計（電子式）	計 18 個

5 仮設工事

仮設電源は 3 号館検査室ほか検査科機器用に、単相 100V/200V 用発電機にて仮設配線をする。
 その他発注者が必要とする箇所も同様とする。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 1A 空調用 発電機 3φ 200V 20kVA | 1 台 |
| (2) 緊急検査室用 発電機 1φ 100V/200V 20kVA | 1 台 |
| (3) 保安と一般電源のつなぎ換え
・ 3 号館電気室揚水ポンプ | 1 式 |
| (4) 仮設配線 | |
| (ア) 厨房配膳車充電電源に保安電灯を接続 | |
| (イ) セイビック用 UPS 電源と一般電灯を接続 | |
| (ウ) 緊急検査室検査機器と仮設発電機を接続 | |
| (エ) 立体駐車場用に保安電灯盤に接続 | |
| (オ) 3 号館非常放送電源と一般電灯を接続 | |

6 測定禁止

空調制御盤内の山武製 IDGP、IDC には、絶縁抵抗測定を行わないこと。

7 スポットクーラーの設置、撤去

以下のとおりのスポットクーラー等を点検開始までに 3 号館 3 階 CPU 室内に搬入、設置し、
 点検終了後撤去する。

スポットクーラー（単相 100V、首振り機能は不要）	3 台
延長冷風ダクト（4 m 以上）	3 本
延長排気ダクト（4 m 以上）	3 本

設置の際は、冷風ダクトの吹出し口は CPU 室内の当院指定のシステム用サーバーに向け、排
 気ダクトの吹出し口は、CPU 室外の窓から屋外に向けること。詳細については、当院職員の指示
 に従うこと。

清掃場所一覧表

清掃内容総括表

一般区域の清掃（日常清掃）

単位：m²

清掃内容		場所	1号館	2号館	3号館	合計
A	休日含む毎日		0.00	0.00	746.12	746.12
B	平日毎日＋土曜日		0.00	0.00	5816.67	5816.67
C	平日毎日		3459.29	1491.54	1564.61	6515.44
D	週2回		1072.95	819.99	213.24	2106.18
E	週1回		0.00	39.45	179.96	219.41
F	不使用時：週1回／使用时：平日毎日＋土曜日		0.00	0.00	146.23	146.23
G	月1回		0.00	27.00	2071.31	2098.31
H	不使用時：月1回／使用时：平日毎日		0.00	0.00	94.99	94.99
合計			4532.24	2377.98	10833.13	17743.35

清潔区域の清掃（日常清掃）

単位：m²

清掃内容		場所	1号館	2号館	3号館	合計
I	休日含む毎日		0.00	0.00	87.39	87.39
J	平日毎日＋土曜日		0.00	0.00	279.42	279.42
K	平日毎日		0.00	0.00	0.00	0.00
L	週1回		0.00	0.00	0.00	0.00
合計			0.00	0.00	366.81	366.81

※清潔区域の定期清掃の回数等については仕様書のとおりとする。

一般区域（定期清掃）〈床面洗浄・ワックス〉

単位：m²

清掃内容		場所	1号館	2号館	3号館	合計
M	年3回		3863.00	1925.97	7479.29	13268.26
N	年1回		925.25	385.03	518.06	1828.34
合計			4788.25	2311.00	7997.35	15096.60

※ワックス清掃以外の定期清掃の回数等については仕様書のとおりとする。

清掃場所一覧表 (3号館)

● は実施箇所

階数欄の○は1日2回実施 ◇はゴミ処理・搬出のみ行う

階数	場所名	面積 (㎡)	一般区域 (日常清掃)							清潔区域 (日常清掃)				一般区域 (定期清掃) (床面洗浄・ワックス)			
			A 毎日	B 平・土	C 平	D 週2	E 週1	F 週1or 毎日	G 月1	H 月1or 毎日	D1 毎日	J 平・土	K 平	L 週1回	M 年3回	N 年1回	
地階	1	リニアック室	63.12													●	
	2	待合・廊下	45.39			●										●	
	3	R I 診察室	13.06			●										●	
	4	R I 前室	5.69			●										●	
	5	R I 管理室	11.57			●										●	
	6	前室-1	6.32			●										●	
	7	汚染検査室	13.95			●										●	
	8	回復室	6.49			●										●	
	9	処置室	5.28			●										●	
	10	便所-2 (検査室内)	1.77			●										●	
	11	準備室	10.71			●										●	
	12	体外測定室	49.30			●										●	
	13	外注リネン庫 (旧ベッド洗浄室)	17.44			●											
	14	便所-1	10.33			●										●	
	15	操作兼治療計画室	43.57			●											
	16	工作室	15.19			●											
	17	便所-4	5.13			●										●	
	18	洗浄作業室	100.00		●											●	
	19	滅菌器材保管庫	57.01										●				
	20	前室-3	4.51										●				
	21	物品供給室	79.40		●											●	
	22	前室-2	6.31		●											●	
	23	外注リネン庫	9.42			●										●	
	24	荷受場	8.88			●											
	25	栄養事務室	32.63				●									●	
	26	便所-3	3.20			●										●	
	27	廊下-2	24.13			●										●	
	28	前室 (厨房)	4.70			●										●	
	29	調乳前室	2.73														●
	30	調乳室	19.87														●
	31	厨房	233.78														●
	32	廊下-1	152.33			●										●	
	33	中央階段	29.25			●										●	
	34	エレベーター内-1	3.78			●											
	35	エレベーター内-2	2.78			●											
	36	エレベーター内-3	2.78			●											
	37	ドライエリア	375.40							●							
	38	スロープ	235.47							●							

清掃場所一覧表 (3号館)

● は実施箇所 階数欄の○は1日2回実施 ◇はゴミ処理・搬出のみ行う

階数	場所名	面積 (㎡)	一般区域 (日常清掃)							清潔区域 (日常清掃)				一般区域 (定期清掃) (床面洗浄・ワックス)		
			A 毎日	B 平・土	C 平	D 週2	E 週1	F 週1or 毎日	G 月1	H 月1or 毎日	D1 毎日	J 平・土	K 平	L 週1回	M 年3回	N 年1回
1階	39 風除室-1	40.83		●												
	40 救急事務室	14.35				●									●	
	41 管理室	10.26				●									●	
	42 仮眠室	16.02				●									●	
	43 救外事務室	16.80					●								●	
	44 ナースステーション-2	9.87		●											●	
	45 待機面談室	7.05		●											●	
	46 倉庫	6.92		●											●	
	47 便所-5	2.21	●												●	
	48 入退院支援センター	26.43			●											
	49 防災倉庫-2	8.41							●							
	50 緊急処置室	145.85		●											●	
	51 緊急検査室	45.30		●											●	
	52 緊急検査室	49.22		●												
	53		49.44			●										
	54 救急外来		49.44			●										
	55		100.09			●										
	56 器材庫	17.12					●									●
	○ 57 便所-1	26.54	●												●	
	58 汚物処理室 (感染症室エリア)	5.13							●						●	
	59 給湯室 (感染症室エリア)	7.57							●						●	
	60 ナースステーション-1 (感染症室エリア)	13.70							●						●	
	61 便所-3 (感染症室エリア)	2.11							●						●	
	62 病室 (感染症室エリア)	75.36							●						●	
	63 霊安室	24.20				●									●	
	64 前室-2	13.81								●					●	
	65 解剖室	30.36								●						
	66 解剖事務室	8.46								●						●
	67 更衣室-3	2.01							●							●
	68 標本室	25.08							●							●
	69 MRI 操作室	9.09			●											
	70 MRI 前室	5.55			●										●	
	71 処置室	17.22			●										●	
	72 放射線科外来	14.33			●										●	
	73 血管造影室	41.00									●					
	74 画像処理室	29.98			●											
	75 便所-6	7.70		●											●	
	76 読影室	13.40			●										●	
	77 操作ホール	142.73			●											
	78 技師室	37.60			●											
	79 前室	8.48									●					
	80 第1撮影室	16.21			●										●	
	81 第2撮影室	27.36			●										●	
	82 待機室	11.65			●										●	
	83 受付	5.98			●										●	
	84 第3撮影室	28.63			●										●	
	85 第4撮影室	29.63			●										●	
	86 便所-6-3	1.80			●										●	
	87 第5撮影室	21.05			●										●	
88 第6撮影室	25.24			●										●		
89 便所-7	2.07			●										●		
90 待合ホール	101.37			●										●		
91 第7撮影室 (骨密度)	28.91			●										●		
92 第7撮影操作室	11.16			●										●		
93 リフト室	2.00				●									●		
94 廊下	291.72	●														
95 廊下 (感染症室部分)	42.36							●		●				●		
96 第8撮影室 (骨塩定量)	14.87			●												
97 渡り廊下	16.83		●													
98 中央階段	29.25		●											●		
99 スロープ	179.55							●								

清掃場所一覧表 (3号館)

● は実施箇所

階数欄の○は1日2回実施 ◇はゴミ処理・搬出のみ行う

階数	場所名	面積 (㎡)	一般区域 (日常清掃)								清潔区域 (日常清掃)				一般区域 (定期清掃) (床面洗浄・ワックス)	
			A 毎日	B 平・土	C 平	D 週2	E 週1	F 週1or 毎日	G 月1	H 月1or 毎日	D1 毎日	J 平・土	K 平	L 週1回	M 年3回	N 年1回
2階	100 HCU	76.04									●					
	101 HCU前室	3.24									●					
	102 ナースステーション-1	32.20		●											●	
	103 共用処置室	13.65		●											●	
	104 カンファレンスルーム	17.09		●											●	
	105 病室	411.67		●											●	
	106 デイルーム	31.43		●											●	
	107 リネン庫-1	2.77		●											●	
	108 ナースステーション-2	6.14		●											●	
	○ 109 便所-1	53.04	●												●	
	110 ゴミ置き場	2.55		●											●	
	111 パントリー	5.18		●											●	
	112 下足室	5.96		●											●	
	113 リネン庫-2	10.08		●											●	
	114 ME機器管理室	39.01		●											●	
	115 乗替ホール	62.27										●				
	116 便所-4	8.11									●					
	117 クリーンホール	163.11										◇				
	118 器材庫-3	28.70										◇				
	119 器材庫-4	34.68										◇				
	120 標本作製室	12.73										◇				
	121 洗浄室	11.67										◇				
	122 手洗室	18.65										◇				
	123 手術室-1	41.77												◇		
	124 手術室-2	30.41												◇		
	125 手術室-3	30.41												◇		
	126 手術室-4	30.41												◇		
	127 供給廊下	65.40										◇				
	128 便所-3	7.69										●			●	
	129 医師更衣室	24.62										●			●	
130 麻酔医室	27.31										●			●		
131 医師待機室	14.27										●			●		
132 ナース待機更衣室	32.26										●			●		
133 前室-1 (オペ室)	9.88															
134 男性用当直室	37.41		●											●		
135 女性用当直室	41.86		●											●		
136 便所-2	3.93	●												●		
137 科長当直兼事務室	12.06		●											●		
138 家族待機室	6.90		●											●		
139 カウンセリングルーム	6.58		●											●		
140 汚物処理室-2	2.89		●													
141 器材庫-1	17.78						●								●	
142 器材庫-2	7.11						●								●	
143 リフト室	2.00		●											●		
144 廊下	261.77		●											●		
145 中央階段	29.25		●											●		
146 渡り廊下	16.83		●											●		
147 バルコニー	289.35								●							

清掃場所一覧表 (3号館)

● は実施箇所 階数欄の○は1日2回実施 ◇はゴミ処理・搬出のみ行う

階数	場所名	面積 (㎡)	一般区域 (日常清掃)							清潔区域 (日常清掃)				一般区域 (定期清掃) (床面洗浄・ワックス)				
			A 毎日	B 平・土	C 平	D 週2	E 週1	F 週1or 毎日	G 月1	H 月1or 毎日	D1 毎日	J 平・土	K 平	L 週1回	M 年3回	N 年1回		
4階	202 病室・研修室4の面積引く	620.74		●												●		
	203 システム担当室	34.22			●													
	204 医療安全推進室長室	17.11			●													
	205 医療安全・感染	34.22			●													
	206 演習室	34.22				●												
	207 看護学生控室	34.22				●												
	208 研修室4	45.34				●												
	209 デイルーム-2	26.35		●													●	
	210 カンファレンスルーム-2	16.57		●													●	
	211 処置室	21.26		●													●	
	○ 212 便所-2	68.54	●														●	
	213 便所-3	11.58	●														●	
	214 ナースステーション-2	33.69		●													●	
	215 カウンセリングルーム-3	15.94		●													●	
	216 カウンセリングルーム-2	15.08		●													●	
	217 デイルーム-1	28.21		●													●	
	218 カウンセリングルーム-1	15.58		●													●	
	219 ナースステーション-1	32.87					●										●	
	220 カンファレンスルーム-1	15.58		●													●	
	221 ナースステーション-3	6.28		●													●	
	○ 222 便所-1	58.04	●														●	
	223 共用処置室-1	11.94		●													●	
	224 家族待機室	8.69		●													●	
225 ゴミ置き場	2.55		●													●		
226 パントリー	5.37		●													●		
227 器材庫-1	9.80							●									●	
228 器材庫-2	23.75							●									●	
229 器材庫-3	5.81							●									●	
230 リフト室	2.00		●													●		
231 廊下	433.86		●													●		
232 中央階段	29.25		●													●		
233 パルコニー	326.70								●									
5階	234 病室	795.72		●												●		
	235 デイルーム-2	26.35		●												●		
	236 カンファレンスルーム-2	16.57		●												●		
	237 共用処置室-2	21.35		●												●		
	○ 238 便所-2	63.50	●													●		
	239 リネン庫-1	5.92		●												●		
	240 泌尿器処置室	8.15		●												●		
	241 便所-3	12.11	●													●		
	242 ナースステーション-2	33.69		●												●		
	243 カウンセリングルーム-2	15.94		●												●		
	244 デイルーム-1	22.78		●												●		
	245 カンファレンスルーム-1	13.00		●												●		
	246 カウンセリングルーム-1	15.58		●												●		
	247 ナースステーション-1	32.87		●												●		
	○ 248 便所-1	53.30	●													●		
249 共用処置室-1	21.35		●												●			
250 ゴミ置き場	2.55		●												●			
251 パントリー	5.37		●												●			
252 器材庫-1	9.79							●								●		
253 器材庫-2	23.78							●								●		
254 リフト室	2.00		●												●			
255 廊下	548.72		●												●			
256 中央階段	29.25		●												●			
257 パルコニー	326.70								●									